

古事記における直叙様式：□之・□者の用字について

原口，裕

<https://doi.org/10.15017/12271>

出版情報：語文研究. 18, pp.17-29, 1964-08-31. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

古事記における直叙様式

— □之・□者の用字について —

原 口 裕

ので、氏は、古事記独自の引用形式かも知れないと推定されている。⁽³⁾

古事記本文の行文に見える記載用語・様式・用字の検討を通して、本文成立の問題に及ぶ方法は、依然として、極めて有効な手段の一つであるが、そのためには、用語・用字の十分なる検討が不可欠であることはいうまでもない。以下、小論においては、この直接叙法の「□之・□者の用字について、若干の文献の例を調査し、「独自の形式」とも言われる用字を通して、古事記本文成文化の言語的背景について考えてみたい。

二

古事記にみえる「之」を添えた会話引用例は、その上接の動詞毎に分類するとI表のように表示できる。

これによると、その殆どが「詔」「白」の語に集中して用いられており、「告」の語の場合も含めて、待遇関係を明示する動詞に限って用いられている傾向が、一見明らかに看取されるであろう。

古事記で用いられた直接叙法の特徴ある形式として、「詔・白・告・曰・問・問賜・宣・請」などの動詞に「之」「者」の助字を伴っている例が数多く見えているのは周知のことである。宣長は記伝に「また云ノ字と互に写し誤れる處多し。詔之を詔云とも作ける類なり。こは何れにても、古語の方にあづからざれば、訓々ぬ例なり（訓法の事）、「詔之の之ノ字延佳本には云と作り。それもよし」（序文の例について）と、助字の用法を指摘するのみで、そしてこの用字に注意しなかった。

以後、諸家の注に、助字の用法として詳しく説かれはしても、この形式を取りあげて特に論ずるものはなかったのであるが、近時、古賀精一氏の精細なる研究によって、特異な引用の形式であることが指摘されている。⁽³⁾古賀氏によると、「白・詔・告」などに「之」「者」を添えた例は、妙法蓮華經・維摩詰經・勝鬘經・合部金光明經等の漢訳仏典にも、漢書・後漢書等の中国の史書にも見えないも

がこの裏実は、古事記における直接叙法に用いられた動詞の語彙的、なかつたよりの当然の反映と見るべきものである。因みに、古事記における会話引用の用例をその上接の動詞群毎に整理すると、

- 1 「詔」群(詔・詔―・詔言・詔―言・詔云・詔之・詔者)上
35・中33・下22
- 2 「白」群(白・白―・白言・白―言・白―云・白―曰・白之
・白―者)上43・中40・下20
- 3 「告」群(告・告―・告言・告―言・告―曰・告之・告者)
上17・中1
- 4 「問」群(問・問―・問言―・問―言・問―云・問曰・問―
曰・問賜―・問賜之・問之)上18・中18・下5
- 5 「言」群(言・語―言・言漏之)上15・中4・下2
「云」群(云)上12・中6・下4
- 6 「曰」群(曰・曰之・語―曰)上6・中18・下15
- 7 「謂」群(謂―・謂―云・謂―曰)上4・中1
- 8 「奏」群(奏言・奏―・奏―云)中3・下5
- 9 その他(責者・請之)中2

		詔	白	告	問	賜	問	請	言	漏	語	曰	計
計	22	6	6	10									
	15	3	4	8									
	1			1									
	2			1									
	1			1									
	1			1									
	1			1									
	1			1									
	44	9	14	21									

(I表)

右の如くで、I表のように表示できる。

		下	中	上	
計	90	22	33	35	1
	103	20	40	43	2
	18		1	17	3
	41	5	18	18	4
	21	2	4	15	5
	22	4	6	12	6
	39	15	18	6	7
	5		1	4	8
	8	5	3		9
	?		2		10
	349	73	126	150	計

(II表)

即ち、「詔」「白」「告」等、待遇關係を表示する語の裏例は、古賀氏も指摘されているように、全体の六割に及んでいる。しかも一方、「言」「云」「曰」「謂」等漢語において「発語」を示す動詞が、直接叙法で会話文に上接する場合は、助字を伴わないのが本来の用法であることはいうまでもない。上代の知識人に、そのような、いわば正書法としての用字意識は当然期待して然るべきであろう。更に、付け加えるならば、古事記において「曰」の語のみは中・下巻にその裏例を増し、しかも、純・準漢文体の記事に比較的集中して現われる傾向が注意される。

- 記中、会話文に上接する「曰」の裏例(白―曰・告―曰・問曰・問―曰・謂―曰・語―曰の例も含めて)は、
- 1 上巻では、火遠理命の条(海幸彦山幸彦2・海神宮訪問4・火照命服従4)10・岐美二神結婚の条2・大國主根国訪問の条・御諸山神の条・天若日子の条各1
 - 2 中巻では、沙本毘古王反逆の条9・秋山之下氷柱天春山之觀

杜夫の条4・三輪山伝説の条3、以下各説話に散見する。

3 下巻では、目弼王乱の条3・一言王大神の条3、以下各説話に散見する。

右の如く略示できるが、上巻における海神宮遊幸章にあたる部分の文体が上巻の他の部分と異なっているのは顯著であり、中巻、沙本毘古王反逆の条・三輪山伝説の条が純漢文に近い文体で記されているのは周知のことである。又、和文脈の多い景行記に全くその事例を見ないことも対蹠的な事実としてあげられよう。その他でも、準漢文体で記された部分の多い大山守命反逆の条・天之日矛の条に各二例の用例が見えることも面白い。下巻においては、集中的な説話の例はないが、各天皇記に散在し、しかも上・中巻に対して「詔」「白」に對する「曰」の割合が高いのは、やはり、その文体の反映と見ることも可能であろう。登場人物の關係を穿鑿することも必須であるが、今仮に、一部の挿入的漢文説話ともいべきものを措くとすると、古事記における直接叙法においては、極めて当然のことながら、十分な注意をもって待遇關係が表記されている事實の反映は、その動詞の語彙のかたよりにも容易に看取されるのである。同様な傾向をもつ文獻の例を他に見ない程であつて、「皇統譜」の中で説話が再構成され、展開してゆく際の舊記原則を文体の上に明示しているものと理解できる。

したがつて、前述の「之」を添えている動詞の種類が、待遇關係を表示する語に集中するのは、古事記の文体が示す傾向の一端が、ここにおいてもその姿を見せているものと考えられるのである。

さて、「詔」「白」「告」の場合については、既に、古賀精一氏の論に詳しい。又、「問賜之」の

○爾問賜之、汝等者誰。(須佐之男命↓足名稚 上三三〇八、以下古事記大成索引篇Ⅰの丁敷による)

○爾天皇問賜之、汝者誰子也。(崇神天皇↓意富多多泥古 中二二〇七)

二例も「詔」「白」「告」の場合に準じて考えることができる。「問・請・言漏・誨曰」の語が「之」を伴っているものは各一例で、

○爾喚歸問之、汝者誰也。(神武天皇↓橋根津日子 中一ウ六)

○爾具請之、今如此言汝之大神者、欲知三其御名。(建内宿禰↓住吉三神 中五一〇六)

○先令言三漏之御子既崩。(中五三〇一)

○其細津見大神誨曰之、以三此鈎一給其兒時、…(海神↓火遠理命 上五五ウ五)

右の例中、前三者は一往他の例に准うて考えられる。ただ「誨曰之」の例は特異な形である。中国の文獻を含めて、発語を示す動詞の「曰」が会話文に上接して、「之」を伴っている例は、先ず見出すことが困難であろう。因みに、日本書紀同条の本文には「因誨之曰、以三此鈎一与三汝兒一時」、一の一書には「因教之曰、以三鈎与三汝兒一時」、二の一書には「因教之曰、以三此鈎一与三汝兒一時」、三の一書には「因奉三教之曰、以三此与三汝兒一時」とあつて、その文体の上に全く同様の口吻が窺われる。しかしながら、古事記の例を直ちに「誨之曰」の誤写乃至誤伝とすることはできない。古事記では「之」を代名詞とした「動詞十之十曰」の形は皆無なのである。一方、「誨白之」の誤写である可能性は十分にあるが、

「其綿津見大神誦曰之、以三此鉤一給三兒時、言状者(中略)如此令三惚苦一云、授三璣磔珠璣乾珠并兩箇一。」の「云」字による呼応も参考になり(白——云の呼応が上巻に見えてはいる)、同例の前置に「故其父大神問ニ其御夫一曰。」の例もあった。むしろこの場合は、後述するように、会話引用の動詞に「之」を添える用法の拡大したもので、中国の文献にもその類例を見る貴重な例として、本文のままに認めるべきものと思われる。

この会話引用で動詞の下に添えられた「之」は、所謂指代性を失って、添えられた動詞の意味を強調し、停顿の語気を伝え、又句の形をも整える、その助字の機能に基づいて使用されていると思われる、記中、

- 故如レ教者蛇自靜。故平。寫出之。(上二八ウ五)
 - 今平ニ訖葦原中國一之。(上四七オ三)
 - 故泣患之。(上五三ウ三)
 - 爾其感伏御軍悉暗起之。(中三オ五)
 - 政既平。訖參上侍之。(下一五ウ三)
- の如く、終止部にも、
- 即入ニ其山一之、亦遇ニ生尾人一。(中四ウ一)
 - 明レ將レ打ニ其土雲一之。歌曰。(中六ウ五)
- 故遷下坐之、到ニ玉倉部之清泉一以息坐之時、……(中四ウ一)

の如く、中止部にも用いられた「之」の用法の転じたものと説かれている。しかし、古事記で千数百回にわたって用いられた「之」の用例中、この種の「之」の例が十数例にすぎないことを思うと、や

はり、直接叙法で会話に上接する動詞、殊に待遇関係を表示する語に「之」を添えたのは、その用字の意識的なものであることを思わせるのである。

三

今、同様の用例を、他の文献に求めると、日本書紀と日本靈異記に次のような例を見出す。

- 1 ○是歲任那人蘇那曷叱智謂之、欲歸ニ于國一。(垂仁二年、卷六ノ一七六頁、以下新訂増補國史大系の頁数による)
- 時左右奏言之、此國有ニ佳人一。(垂仁三十四年、卷六ノ一八八頁)
- 左右奏言之、茲國有ニ佳人一。(景行四年、卷七ノ一九九頁)
- 亦問之、除ニ是神一復有レ神乎。(神功攝政前、卷九ノ二四二頁)
- 亦問之、長与レ少孰尤焉。(応神四十年、卷十ノ二八三頁)
- 天皇令ニ膳夫一以問曰、……对言、牡鹿也。問之、何處鹿也。(仁徳三十八年、卷十一ノ三〇六頁)
- 天皇相見問訊之、日本國天皇平安以不。(齊明五年、伊吉博徳書、卷二十六ノ二七〇頁)
- 2 ○道不レ知老人以ニ大靈一而逢。問之、誰老、乞靈免レ苦。(中八縁)
- 爰乞者問之、所以者何。(中十五縁)
- 前有ニ金宮一。問之、何宮。(中十六縁)
- 磐嶋問之、何往人耶。(中二十四縁)

○病者託曰、我是狐矣。無用不_レ伏。禪師莫_レ強。問之、何故。

(下二緣)

○於是船人大怪問之、汝誰。(下四緣)

○山人告之、誦_レ經之音如_レ常不_レ止。(下一緣・真福寺本)

○時仲丸野白之、若我後世世_三勅語_二之者、……(下三十八緣)

○更還白之、欲知_三御名_一。(下九緣。校本白。真福寺本「我更還白也」。

○(聖武太上天皇)詔之、朕子阿陪内親王……(下三十八緣。真福寺本諸之)

○還上奏之、詣_三乎高脚浜_一。(上五緣)

靈異記は、変体漢文でもあり、上代の文献に準じて考えることができよう。上宮記逸文・古事記・播磨園風土記にのみ見える特殊な

接続詞の「爾」が、靈異記の上三縁・上九縁・中二十七縁・中三十縁で用いられていることもここで想起される。「告之」の例は諸本「告云」と翻字しており疑わしい。又、「問之」の例の整句をなした簡略な文体が注意される。

しかして、右の用例中、日本書紀ではその前半にのみ用例が集中しており、所謂書紀の成立区分の分類に正に照応していることも興味深いが、(巻六・巻七の文体に類似が見られることは、小島憲之博士も指摘されている。)、(二)で甚だ示唆的なのは、後半に見える唯一の例である伊吉博徳書のそれである。伊吉博徳書は、その文中に「日本国天皇平安以不」「執事卿等好在以不」という「以不」型の疑問文が見え、「相」や「好在」の用語によって、六朝以来の俗語文的文章によるものであることが小島憲之博士によって指摘されてい

る。これによると、靈異記の内容をも考え合せて、中国六朝小説類にその類例を求め得ることが考えられる。

國語と語順を等しくし、古く漢文を借りて自國語の表記を行った朝鮮の古文獻中、前述の「之」の終止・中止用法は史記にも、先学により、

○古人成之東海欣支辺散之。(甘山寺石仏光背記、七一九年)の如く、早くより注意されているが、朝鮮金石總覽・三國遺事・三國史記を検して見るに、直接叙法に、動詞が「之」「者」を伴う例は全く見出すことができない。一方、漢訳仏典や史書にも見出せないこの形式は(世説新語にもないようである)、書紀や靈異記と同様の形式を、六朝小説類に若干見出すことができる。

1 ○臣嘗夜夢。見_三一童子_一。青衣。持_三繡_二敷寸_一与_レ臣。臣問之。用_レ此何爲。(宗憲・上表述病・全宋文二十一)

○至_レ山見_三一小兒_一。問之。何姓。(襄慶・鬼遺方序・全宋文五十七)

○即勅外召_三班父_一。須臾至。庭中間之。昔求還_三里社_一。……(二十卷本搜神記卷四)

○遂起呼_レ銅問之。先來者誰。(同右卷十九)

○其人便往。有頃還。留者問之。是何等名爲何。(同右)

○俄聞_三往者還_一。門內者問之。見_三何兒_一何當幾歲。(幽明録・古小説鈎沈三六三頁)

○忽有二老公。來与_レ張言。因問之。此城何名。(述異記・同右三〇三頁)

・同右五二八頁)

○盜迎問之。有乎(任氏伝・唐末伝奇集)

2 其夜夢有^レ人告^レ之。吾得^レ祐^レ汝。(二十卷本搜神記卷四)

3 中散撫^レ琴而呼^レ之。君是何人。(荀氏靈鬼志・古小説鈞沈三
一二頁)

4 雷孔章來訪^レ華。華以^二書生^一白^レ之。此必妖異。(張華は書生
の語をして「……」と言うと、八卷本搜神記卷四)

5 主上甚驚即喚^二崇^一。親自助問。卿在^レ路何因有^二此妖怪^一。
崇一答云之。臣實不知。(石山寺藏本金剛波若經集驗記。
古典保存會複製本七〇三)

これらの例中、1の「問之」の「之」は指代性を持っていてと思
われるものも多く——その判定の困難なことはいうまでもない——
四字の整句をなすもの、間接疑問句のものもあって、その簡略な文
体と共に先にあげた靈異記の例に符号し、共通の性格を示してい
る。又、文末に助字をとっている例は、これを間接引用句と見るこ
ともできない。宗憲の上表文もその内容は小説のそれに類し、鬼道
方は早く散逸した志怪の書と伝えられている。この「問之」の形
は、時代が下った敦煌變文集(太子成道經・八相變)や、口語的性
格をその文体に示している仏教說話集の百喻經(病人食雉肉喻・例
灌輸)などにも散在するもので、形の上では、言わば「曰」字を省
略した形式で用いられ、これら小説類の本文成立の年代的考証は暫
く措くとして、六朝以降の所謂俗語文脈のスタイルの一端として把
えることができるであろう。書紀や靈異記の例が、これらと同じ形
を示しているものもあることよりすると、両者の間に、用字上の共

通的な基盤を考えることが可能であると思われる。唐代以降愛用さ
れた類書「初学記」に次のような例が見える。

越絶書曰。楚王召^二風胡子^一。令^レ之^二與越^一。見^二欧冶子干
將^一。使^レ之^二為^二鉄劍三枚^一。一曰龍泉。二曰太阿。三曰工市。

楚王問之。何謂^二龍泉太阿工市^一。風胡子對曰……(下略)……
(卷二十二劍第二)

この「問之」の「之」は四字句を成し、指代性を持つものとは考え
られるが、原典のこの部分は、

楚王召^二風胡子^一。而問^レ之^二曰^一。寡人聞^レ吳有^二三千將^一。越有^二三欧冶
子^一。此^二二人甲世而生^一。天下未^レ嘗有^一。精誠上通。天下為^二三烈
士^一。……(中略)……畢^レ成。風胡子奏^二之^一楚王^一。楚王見^二此
三劍之精神^一。大悅^二風胡子^一。問^レ之^二曰^一。此^二三劍何物^一。所^レ象其
名為^レ何。風胡子對曰……(越絶書卷十一、四部叢刊所收明雙
柏堂刊本による)

右の如くであって、初学記に普通の、原典の簡略化が行われており
(撰要要書並要文「大唐新語九」、問題としている「問之曰」から
「問之」への一例をこにも見出せると思われる。童幼の續文の手
引たる本書の性格と、その時代性が考えられる。4の「白之」は、

古事記の如く待遇關係を表示する用法のそれではない。この「之」
は指代性を持つことが考えられ、又、說話中の主人公、張華、雷孔
章は同輩でもある。しかし形としてはあげるに足る例であろう。但
し八卷本搜神記の本文はその成立に信憑性を欠く所がある。先にあ
げた靈異記の例も、その意味では同様で、「白之」「詔之」の例が
見える下巻の第三十八縁はその成立に疑義があつて、十分なる例証
とされない憾がある。5の「云之」は甚だ特異な例である。中国の

文献でも、発語を示す「云」の語が更に助字「之」を伴って会話に上接する形は、管見によれば類例がない。周知の如く、唐孟獻忠撰する所の金剛波若經集驗記は、日本靈異記の粉本として用いられたもので、早くより將來していたことが知られている。文辭の上で、靈異記と共通の性質を示すのは当然のことながら、この金剛波若經集驗記に「云之」の例が見えることは、孤例とはいえ、前掲した古事記の「讎曰之」の「之」の用法に全く照応している点において貴重な例と思われる。これは「之」の助字的機能の拡張的な用法として使用されたもので、共に、六朝以降の俗語流スタイルの口吻をその行文にそのままに伝えるものではあるまいか。大日本統藏經に収める同書の本筋には、当該箇所は「崇一答云」と四字句になっているが、後人のさかしらによるのかも知れない。複製本に見る「云之」は、互に全く字体を異にし、「云」の衍とも思えないからである。

以上の例に明らかな如く、古事記の「之」を伴う会話引用で「白・問賜・問・告・請・言福・讎曰」の動詞は、用例としては、書紀・靈異記を通して、六朝以降の俗語文脈へつながる可能性を持つようである。个性的な用字ではあるが、形としては「詔之」も右に準じて考えられよう。「之」の通常のスタイルが、俗語脈で「曰」字を欠いた形でも用いられ、又、「之」字の指代性が稀薄になつて、句末助字の「之」が一般に多用されてゆく、いわば同時代的な言語の流れが、古事記筆録者の用字意識の背景として存在していたことを看過するわけにはいかないであろう。と同時に、その多数の事例——それは内外の文献に類例を見ない——を示している事実によつて、古事記筆録者の特異な筆致を知るべきである。

四

古事記において会話に上接する動詞が「者」を伴っている例は、「詔」(上2・中3〔詔別者を含む〕・下3)「白」(中1・下1)「告」(上1)「宣」(中1)の動詞に見え、待遇關係を表示している語に限って、「之」の場合と全く等しい。諸家によって既に、「之」字に準じて考えるべきものであることが指摘されている。ここでは、古事記以外の文献に、全く類例を見出し難い事実が問題となろう。因みに、記中における「者」の停頓の語氣詞の用法は、提示の用法として、

○故阿治志貴高日子根神者怒而飛去之時、其伊呂妹高比売命思レ願二其御名一故歌曰。(上四二ウ八)

○僕者將レ降裝束之間、子生出。(上四七オ五)

のような例も見えている。右の二例は、今日まで例外なく諸注「ハ」と訓んできたものであるが、いずれも連用修飾格に立つ名詞句で、阿治志貴高日子根神・僕ノの語は、それぞれの句中における主語であつて、この「者」を「ハ」と訓めないのは自明のことである。不説のままでも然るべく、訓むとすれば、日本古典全書本に前者を「ノ」、後者を「ガ」と訓んでいるのに準ずべきである。ここで、「者」の語氣詞としての用法が、不説の文字として、上巻の國語的交脈の中でも用いられていることが注意される。

この「者」を直接叙法に用いた例は、中国の文献を含めて、古事記以外の他の文献に、その形が見えないようであるが、取えて臆測することが許されるならば、やはり中国の俗語文脈の言語的背景が

考えられる。

「之」も「者」も、その声母は同じ照母に属する文字であるが、その母音の変化は、上古音から中古音にかけて、

之 $ʃə \downarrow ʃe \downarrow i$
者 $ia \downarrow ia \downarrow ia$

のように推定されている。しかして、中古における「之」と「者」の相通について、王力氏は次のように述べている。

之と者は同じく照母に属している。口語と文語の説書音の分離が始まってから、「之」字の口語音は中古に至るや、文語の「者」の音と相混してしまふようになったので（声調は僅かに異なる）、「者」字を借りて表示が行われるようになった。

これは、「這」の発生についての推定として述べられたものの一部であるが、中古語において、口語的表現では、音声的な面でも「之」「者」の交替が可能であつたことを示している。上代における「之」「者」の相通、就中、古事記の直接叙法における「之」「者」の相通には、助字の機能としての両者の共通性も勿論であるが——それは既に多く説かれてもいる——、更には、王力氏の述べるが如き漢土における口語的な表現が、その言語的な背景をなしていたものとも想像される。

五

古事記には、その用字に関して、上代の文献にはあまり見えないいくつかの特殊な語法が存しているが、それらの語学的な検討は更に本文批評に資することが予想される。前述の「之」「者」を伴う

直叙様式について一例をあげよう。

古事記において多用されている接続の助字「爾」は諸家に説があつて、その出自が未だ不明なことは周知の事実である。上宮記逸文・播磨国風土記・日本靈異記にもその例が散在し、年代の決定に確証を欠く憾はあるが、古事記においては最も基本的な用字であることはいふまでもない。この「爾」が会話に上接する句に冠せられているものは、上巻五三・中巻三六・下巻一六を数えるが、そのうち、 \square 之・ \square 者の引用形式と共存するものは上巻九・中巻六・下巻三で、 \square 之・ \square 者の用字が「於是」を冠している場合の例とその数を相半ばする。しかも、

○爾問賜之、汝等者諸。(上二二〇八)

○爾答白之、僕者不_レ得_レ白。我子八重言代主神是可_レ白(下略)(上四四〇六)

○爾答白之、僕子等二神随_レ白。僕之不_レ違。(下略)(上四五二)

○爾喚_レ婦問之、汝者誰也。(中一〇六)

○爾天皇問賜之、汝者誰子也。(中二二〇七)

○爾天皇詔之、吾始見_レ欺乎。(中二九ウ一)

○爾具請之、今如此言教之大神者、欲_レ知_レ其御名一。(中五一〇六)

○爾言禱白之、恐随_レ命易率。(中五四〇九)

○爾六日下王四拜白之、若疑_レ有_二如此大命_一。(下二二〇七)

○爾令_レ詔答、汝不_レ嫁_レ夫。今將_レ喚而、還_二坐於_レ宮。(下二八〇二)

右の例に明らかな如く、或いは主語を略し、四・五字の句に整するものが多く、その形式の基本的な用字によるものであることを思わせるに足る。又、

故爾伊邪那岐命詔之(下略) (上七〇九)

と「故爾」を冠した例も見える。今、詳細にわたることは避けざるを得ないが、記中、この「故爾」の語は、上巻に二〇、中巻に八とその所在を偏して表われ、しかも上巻では葦原中國平定より天孫降臨の条にかけてその半数が集中し、中巻は神武記に集中して六例、豐行記倭建命東伐の条に二例を見る。即ち、口語的スタイルを持つ文体を主とする段章に偏在しているのである。神武記・豐行記同条の一部が、中巻の他の部分に比して、殊更に國語文脈の文章を含んでいるのは顕著な事実であつて、「故爾」がそのスタイルの一端を示す用語であることは疑えない。このことは「於是」「是以」の所謂承上連詞で、やはり「故」を上接している「故於是」「故是以」の事例が、上巻五、中巻二(神武記一、仲哀記「故是以新羅國者定三御馬廿一。百濟國者定三渡馬家一」)と偏在して、その殆どが、説明的、挿入的な文章より成つてることよりも諾われる。⁽¹⁶⁾同様の例が、上代の文獻では宣命にのみ純出することもここで想起されよう。その意味では、古事記の基本的な用字を検するに當つて、この「故爾」「之」の形を看過する訳にはいかない。したがつて、神田秀夫氏が試みられた、

○故爾伊邪那岐命詔之(下略)

○爾爾賜之、汝等者誰。(傍線内は飛鳥層、傍線外は白鳳層)
右のような本文批評の方法の結果は、「用字法」の上からは容易に認めることが困難とならう。

直接敘法で動詞が引用句の首尾に呼応している事例はあらためてあげるまでもないが、□之・□者の形式に關しては、首尾呼応の尾位に動詞を欠き「而」を伴つて中止法として後続する形式、「動詞+引用語句+而」の場合も例になる。この形式は上代の他の文獻に見えないものであるが、□之・□者の引用をその首位に置くものは⁽¹⁷⁾

○於は是詔之、上瀨者瀨速、下瀨者(瀨)弱而、初於二中瀨一鹽迦豆伎而瀨時、(上一二ウ一)

○爾到三坐須賀此二字以音地一而詔之、吾來三此地一、我御心須賀須賀斯而、其地作二宮坐一。(上一二四〇三)

○於は是天皇體三其御子之建荒之情一而詔之、西方有二熊曾建二人一。(中略)故取三其人等二而遺之。(中三八〇三)

○爾令レ詔者、汝不レ嫁レ夫。今將レ喚而、還三坐於二宮一。(下二八〇二)

右の如くである。記中、同形式の引用を動詞毎に整理すると、

詔レ而(上2・中3)、曰レ而(中1・下3)、謂一云レ而(上1)、謂レ而(中1)、云レ而(中1)、言レ而(中1)

のように略示できるが、この特殊な引用形式においても、「詔之・詔者」の語が「詔レ而」の場合に次いで見られることは注意されてよい。言わばこの直形式は「詔」字において、その基本型を示しているのである。したがつてこゝでも、

○於は是詔之、上瀨者瀨速、下瀨者(瀨)弱而、初於二中瀨一鹽迦豆伎而瀨時、

○爾到三坐須賀此二字以音地一而詔之、吾來三此地一、我御心須賀須賀斯而、其地作二宮坐一、(傍線内は飛鳥層、傍線外は白

右のような本文批評の結果⁽¹⁸⁾については、その形式、用字法の上からも従うことができなくなる。

首尾呼応の形で、殊に興味深いのは次の一例である。

爾答白之、僕子等二神隨白。僕之不違。(中略)即八重喜代主神為三神之御尾前^二而、仕奉者、違神者非也。如^レ此之白而、乃隱也(上四五ウ々四六オ)

「白之」の呼応が「如^レ此之白而」の語句によって代置されている形である。記中、所謂漢訳仏典のスタイルをとった「如^レ此白(動詞)而」の呼応は数多く殊更あげるまでもないが、ここで注意されるのは、「如^レ此之白而」と「之」字を添えている用字法についてである。同じ例は他に、

○爾伊邪那岐命詔、然者吾与汝行^三廻是天之御柱^二而為^三美斗能麻具波比^一以^レ音^二如^レ此之期^一。(下略)(上三オ二)
 ○於是天皇字^三羅宜是所^一獻之^六御酒^二而字^三羅宜^一以^レ音^二御歌曰^一。(中略)如^レ此之歌幸行時、(中六三オ九)

上巻と中巻に見えている。従来この「之」について特に取りあげて論じたものはないのであるが、「如此」の語が動詞に上接して副詞(カク)に用いられる場合、「如此之十動詞」と「之」を伴った形は、上代の文献では古事記を除いて他に類例がないのである。中国の語法書では、早く馬氏文通に、「以德若彼、用力如此、蓋一統若斯之難也」(史秦楚之際月序)、「示天下重器王者六統(伝天下若斯之難也) (史伯夷列伝)」、「破堅拔敵、如彼之難也。(中略)威儀俯仰、如此之備也」(漢匈奴伝)の例をあげて説くところ

があり、又、上代の我が文献にも、副詞が「之」を伴っている語例は既に指摘されてもいて⁽²¹⁾古事記で「如此之十動詞」の例を見ることは当然考えられるのであるが、馬氏文通の例は所謂靜字(形容詞)に冠した定型の常套句であつて、馬建忠の云う動字(動詞)について、しかも古事記の如く中止法的に用いられているものは、管見の及ぶ範圍では、漢訳仏典(維摩詰經、法華經、合部金光明經、金光明最勝王經、金剛般若經)漢書、世説新語、六朝小說類(古小説鈞沈所収のもの等)、敦煌變文集などに見ることはできなかった。古事記の場合は、「之」と同様、六朝以降助字を多用してゆく海彼のスタイルの影響による、「之」の介詞の用法に手慣れた用字と解することができるが、三例を数えることができるのは、特定の筆録者の筆致を思わせるに十分である(神田秀夫氏によれば岐美二神結婚の条の例は白鳳層であり、女国主神國讓りの条の例は飛鳥層というようになるが)。就中、岐美二神結婚の条の引用句中に見える「然者」は、上代の文献では古事記(九例)、出雲國風土記(一例、嶋根郡、但し倉野本は「者」を欠き存疑のもの)にのみ用いられた國語流表記に基づいた接統詞であり(日本靈異記では下廿四縁に二例ある)、漢語の「然則」が用いられていないのは、古事記で「則」字が用いられていないという統一的な用字法の事実を反映しているのである。ここにも特定の筆録者の筆致を思わせるものがある。又、中巻の例は古事記常套の「此之御世」の語で始まる帝紀的記事——新羅人渡來、百濟國朝貢、文物將來——に、帰化人伝承(須須許理の造酒歌)、謫(堅石遊三醉人)を後続して一章を成している段で、筆録者の書癖が資料編纂の際にたまたまその姿

を残したと解することが可能である。ここに、「之」の引用と、「如此之十動詞」の「之」の用例と、共に両様に特定な用字の關係を知るべきである。

「之」の特殊な用法に關連して今一つ例をあげると、「之者也」の指定の場合がある。

於_レ是諸神及思金神答_ニ白可_ニ遣_ニ雑名鳴女_一時詔之、汝行問_ニ天若日子_一狀者、汝所_ニ以_ニ使_ニ華原中國_一者、言_ニ趣和其國之荒振神等_一之者也。何至_ニ三十八年_一、不_ニ復奏_一。(上四〇ウ)

右の「之者也」の指定の用字法が古事記独自のもので、他の文献においてその類例を見ないことは福田良輔先生の早く御指摘になったところで、「詔之」の引用形式を伴っている点を注意したい。

以上、「之」「者」を伴う直叙様式の語法的詮索、及びその形式と特定の用字法を有する語との關係、その分布について、二三触れてみたが、古事記における基本的な用語、用字の検討には以上の如き手続が最小限不可欠であろう。因みに、安萬侶はその精緻を尽くした序文の中で、

於_レ是天皇詔之、朕聞、諸家之所_ニ齋帝紀及本辭、既違_ニ三正実_一、多加_ニ虚偽_一。

と「詔之」の語を用いて四字句を成しているが、これを本文の文辭に影響された偶然のためのものと解せないことは前述したところで明らかであろう。十分に手慣れた特定の筆録者の筆致であることを示している。旧文辭を含み、又、記紀よりその文をなすことの多い先代旧事本紀において「之」「者」を伴う直叙様式が一例も見当らないことも参考になる。(日本靈異記下卷三十八縁の「白之」「詔

之」もその成立にからんで再検討せねばならない)。

古事記の本文批評において、用語用字の語学的検討の結果を——就中、その基本的にしてしかも特殊な形を示しているもの——整理することはその資するところ少からぬものが考えられ、従来の研究には、この点において未だ問題もあるように思われるが、これについて詳しくは稿を改めねばならない。今は、「之」「者」を伴う直叙様式に、神田壽一郎博士、小島憲之博士によって夙に指摘されている六朝以降の俗語流漢文スタイルの反映が見られることを海彼の用例について檢し、古事記成文化の言語的背景について記してみた。

(一九六四・五・一四)

注

①三矢重松博士「古事記に於ける特殊なる訓法の研究」六一・六二頁

安藤正次氏「古事記行文の一研究」『古典と古語』所収二八二・二八三頁

②「古事記における会話引用——白、奏、詔、告の用字法——」古事記年報(昭和三十年一月)

③注②三二・三五・三九・四二・四四頁。小島憲之博士は、仏典の「白……言」などの省略や応用かとされる。「上代日本文学と中国文学 上」第四章「古事記の文学性」二六四頁

④上接の動詞にまとめたのは便宜によるもので、重複するものはいずれか一方に属した。「白」「曰」の異同例については主として古賀精一氏「古事記の『白』『曰』両字について」国語国文昭和二十九年八月により、校異の結果はすべて省略する。上35は上卷

に三十五例見えることを示す。

⑤注②四四頁

⑥福田良輔先生「書紀に見えてゐる『之』字について」『古代語文ノート』所収一二九頁

⑦注①「古事紀行文の一研究」二八二・二八三頁

⑧「上代日本文学と中国文学」上「四五六・四五七頁

⑨「日本書紀の文章——神代紀を中心として——」『國語國文昭和十五年五月。二二・二四頁。注③四二五・四二七頁

⑩鮎貝房之進氏「雜攷」第六輯上一二ウ

小倉進平博士「郷歌及び夷説の研究」京城帝國大学法文学部紀要第一、四四三頁

⑪呂叔湘氏「中国文法要略」二九四頁

⑫孫伯醇氏「百喻經における『於』『餘』『他』のつかいかた」『中國語学』一一二号

⑬倉野憲司博士「日本靈異記について」「再び日本靈異記について」『古典と上代精神』所収

⑭王力氏「漢語史稿」上冊七七頁。同上中冊「比較近理的推測應該是由指示代詞之々字転変而来。之々和之々者同属照母。由於口語和文言讀音的分道揚鑣、之、字的口語音到了中古、和文言的、者、音相混了（声調微異）、就有人借、者、字表示。但是、許多人覺得、者、字並非本字、所以又寫作、遮、三二〇頁

⑮漢文で承上連詞に「故」を冠するのは、四六文でも「朕永惟祖考遺志。思在綏綏四海。率土同軌。故爰整六師。耀威梁益。」（陳留王、策命蜀後王、全三國文十二）の如きものはあるが、「是以」「於是」の場合にはなかなか見ることができない。呂叔湘氏は「文

言又常常在後果小句用『是以』、『以此』等詞語、作用和『是故』、『以故』、不用『故』字、而用『是』、『此』等字代表上面所說原因或理由」と説いている。「中国文法要略」四〇三頁

⑯日本古典全書解説一五二頁。同条本文

「古事記の構造」九五―一〇三頁

⑰日本書紀に、

爰河辺巨案、劍曰、雷神無_レ犯_二人夫_一。當傷_三我身_二。而仰待_レ之。（推古廿六年戊寅、卷廿二ノ一五八頁）

の例が見えるが、これは漢文の句法にならったもので、「堯曰、終不下_二以_レ天下之病_一而利_レ一人_上。而卒授_レ舜以_レ天下_二」（史記五帝本紀）などの例に同じい。古事記の國語文脈に用いられたものは、直接叙法的首尾呼応における尾位の動詞の省略と考えられるものであり、「而即（乃）……」という後統の形をとったものがあることよりもそれは語られる。

安藤正次氏「上代における直接叙法について」『國語國文昭和十三年八月參照

⑱日本古典全書同条本文

⑲倉野憲司博士校注の日本古典文学大系・岩波文庫の本文は「如此此歡幸行時」と「之」を欠くが、諸本に異同なく、同書の誤植であらうか。

⑳馬氏文通卷七、中華書局版章錫琛校注本三二五頁

㉑注⑥一一六―一二一頁。注⑦二八六頁

㉒馬建忠はこの例を「以介於代字名字之間」としてあげているが、楊樹達の刊誤に「名字」は「靜字」に作るべきことを言い（注

紹介

瀬古確著「太宰府園の歌——万葉の国筑紫——」

長年熊本で万葉を講じておられる瀬古確博士の近著。太宰府を中心とした九州と万葉集の關係、九州の万葉歌枕についての諸論をまとめてある。内容は、1「太宰府園の歌」2「太宰府園の歌（其の二）」——旅人と憶良——3「夕居る雲——朽網山の歌に就いて——」4「単人の薩摩の追門」の歌5「託麻野」の歌6「九州の万葉歌枕を訪ねて」（一）～（四）の九章に、和歌初句索引・地名索引を附す。

1は、太宰府園の歌の特色を、「ひな」における官人の「みやこ」的な風流の所出にあることを指摘し、風土との關係を論じている。2は、旅人における「みやこ」への志向・「みやび」の態度を、梅花歌三十二首・員外思故郷歌四首・後追和梅歌四首の構成・作歌に見、連作の手法に及ぶ。又、憶良の七夕歌十二首の連作、「世の中」の発想にみる特異性を対比させ、両者の關係を論じている。3、4は、表題の歌についての吟味。5は、阿蘇地方に現在でも紫草が自生することを報告して、託麻野肥後説を述べる。6は水島・糸島より唐津・太宰府・野坂の浦等の歌枕散歩である。いずれも豊富な歌の引用があり、その簡潔な文体と共に、九州万葉の研究・案内として好個なる書である。巻頭に掲げる航空写真は貴重で、井上寿一画伯の水彩画と共に楽しい。（昭和三十九年四月五日、南雲堂桜楓社刊。B6判、二二二頁、七八〇円。）（原口 裕）

⑧、王力氏は「代字」を「状語」に訂すべきことを指摘している（漢語史稿中冊三三五頁）、勿論それによるべきである。

⑨平安以降の古文書では類出する語であるが、天平宝字四年三月丸部足人解の

丸部足人頓々々々死罪々々謹解 申慈者御足下

足人正身常御馬從仕奉思、然有不令^依生江臣古万呂御産業所

他人使^平足人安人等、然若郡司取放雜役令駈使甚無儀、加以

阿支太城米綱丁罷入、由此京米不持參上、仍具注慈狀、附物

部安人、

頓々々々、死罪々々、謹解

天平宝字四年三月十九日丸部足人慈狀

（大日本古文書廿五卷二六九頁）

の例が、古文書では初出のものである。國語流文体の文章の中で「然」と「然者」を逆・順に使っているのは、古事記におけると同様の用法で、その用字意識、時代性に注目される。

⑩福岡良輔先生「古代語文ノート」一三〇・二七七頁

附記 本稿は昭和三十六年五月二十一日九六國語國文学会總會にお

いて発表されたものを補筆改稿したものである。